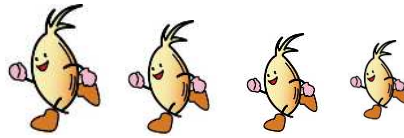


令和8年5月15日（金）

報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 夏目 智弘

問合せ先：0532-51-2553

件名：不安をあおる分電盤の点検商法にご注意ください！

『H S N station 最近の相談※』

東三河広域連合では、域内8市町村に消費生活相談センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

困ったときは、早めにお近くの消費生活センターまたは相談室にご相談ください。

【分電盤の点検に関するトラブル】

事例：一昨日、自宅に分電盤の無料点検をすると大手電力会社を名乗って電話があり、昨日、点検業者が来訪した。点検作業が終了した後、業者から「分電盤が古く、漏電が心配。火事になる可能性もある」と言われ、不安で頭が真っ白になり、分電盤を交換する契約書にサインしてしまった。代金18万円は月末の工事日に支払う予定となっている。息子が帰宅し、大手電力会社に確認したところ、4年に1回の法定点検はあるが、実際に分電盤の交換が必要な場合の費用は18万円もかからないと言われた。解約したい。(70代・女性)

■ 点検と称して訪問した後で「このままだと漏電し火災になる」などと不安をあおり、高額な契約を勧められるトラブルが多発しています。訪問販売にあたるため、クーリング・オフ制度が利用できます。クーリング・オフ通知を作成し、記録の残る方法で通知するよう助言しました。

【留意点と対策】

○電力会社や委託業者を名乗るなどして、電話で点検を持ち掛けてくる。

家庭用の分電盤等の点検は電力会社や国の登録を受けた調査機関が法令に基づき、4年に1回以上の頻度で行い、その点検日時は事前に書面で案内されます。点検日時を電話で連絡することはなく、訪問した点検作業員が、費用を請求したり、その場で設備交換等の契約を持ち掛けたりすることはありません。「〇〇電力」など実在する組織を名乗る業者もいますが、安易に点検を依頼しないようにしましょう。

○点検後に不安をあおり、分電盤の交換・工事の契約を急がせる。

分電盤の交換工事には電気工事士の資格が必要です。分電盤の状況を確認したい場合は、管轄の電力会社（一般送配電事業者）や地域の電気工事業者等に相談しましょう。分電盤の交換を検討する場合は、複数の業者から見積もりを取り、比較・検討した上で契約しましょう。

【契約後でも利用できるクーリング・オフ制度】

訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ制度が利用できます。クーリング・オフ通知を書面または電磁的方法（メールなど）で通知しましょう。